



令和5年4月26日
自動車局
審査・リコール課

自動車製作者に対する行政処分を行いました

自動車製作者に対し、令和5年4月25日に実施した聴聞の結果を踏まえ、4月26日付けで以下のとおり行政処分を行いましたので、お知らせいたします。

1. 対象となる自動車製作者
株式会社豊田自動織機
2. 不利益処分内容及び原因となる事実
別紙のとおり。

(問い合わせ先)
国土交通省自動車局審査・リコール課 是則・木内・衣本
代表:03-5253-8111 (内線 42301、42302、42303) 直通:03-5253-8595